資料４

統廃合に関する
国の考え方と他都市の基準

国の考え方の推移

大規模な町村合併　全国的に多数の小規模校が存在

・教育効果の向上を図ることが困難
・学校経費が割高

背景

[昭和３１年]
中央教育審議会答申「公立小・中学校の統合方策についての答申」
統廃合の推進を図る文部事務次官通達「公立小・中学校の統合方策について」

明文化

［第１７条］（現行第４２条）
小学校の学級数は十二学級以上十八学級以下を標準とする。・・・・

[昭和３３年]
「学校教育法施行規則」改正
「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」制定

・校舎の新増築に対する国の補助は，過小規模（小５学級・中２学級以下）は対象としない。

無理な統合の増加

[昭和４８年] 文部科学省初等中等局長通知「公立小・中学校の統合について」
（総合的に判断し，小規模等として存置し充実するほうが好ましい場合もある）

財政的要望

平成１２年以降 市町村合併に伴い，設置者である各自治体の判断により急増

[平成２０年]
中央教育審議会初等中等教育分科会に課題として『学校の適正配置』を提示
７月２日 小・中学校の設置運営のあり方等に関する作業部会を設置し，議論を開始

望まれる国の支援施策

◎ 教職員定数関係

○ 教員定数減に対する激変緩和措置 ⇦〔現行〕市町村合併に伴う統廃合の場合，５年間の緩和措置

◎ 施設関係

○ 校舎等の新築に要する経費に対する補助の割り増し

⇦〔現行〕へき地等での統廃合の場合，校舎等の新築などに要する経費に対する割り増し

◎ 通学関係

○ スクールバス等の経費や遠距離通学の補助

⇦〔現行〕市町村合併や過疎現象に伴う統合の場合，スクールバスの購入費等の一部を補助

財産処分手続きの簡素化・弾力化

補助を受けて建設された学校を処分する場合，原則として，「補助金相当額」の納付が必要。

簡素化・弾力化（平成１９年３月）

〔納付金の免除〕

○ １０年以上経過した建物等で無償による転用や貸与，譲渡の場合など

○ １０年以上経過した建物等で納付金額以上を学校設備整備のための基金に積み立てた上で，民間事業者等へ有償により貸与・譲渡する場合など

政令市の学校規模適正化対象校の基準

小学校の基準（学級数）

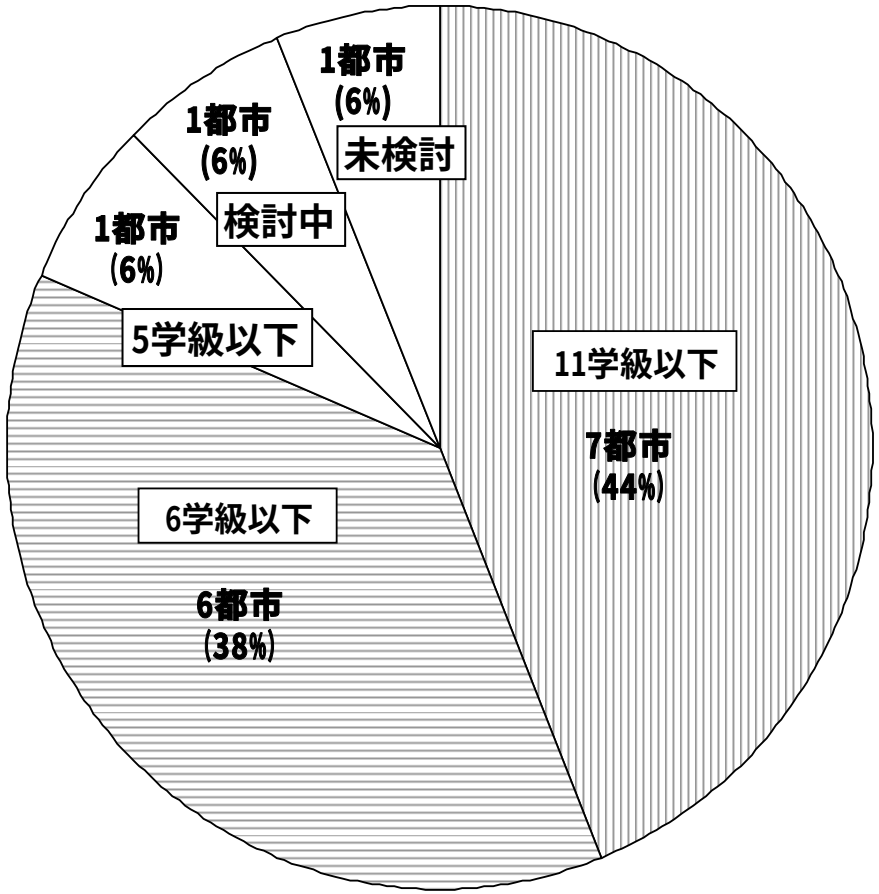

中学校の基準（学級数）

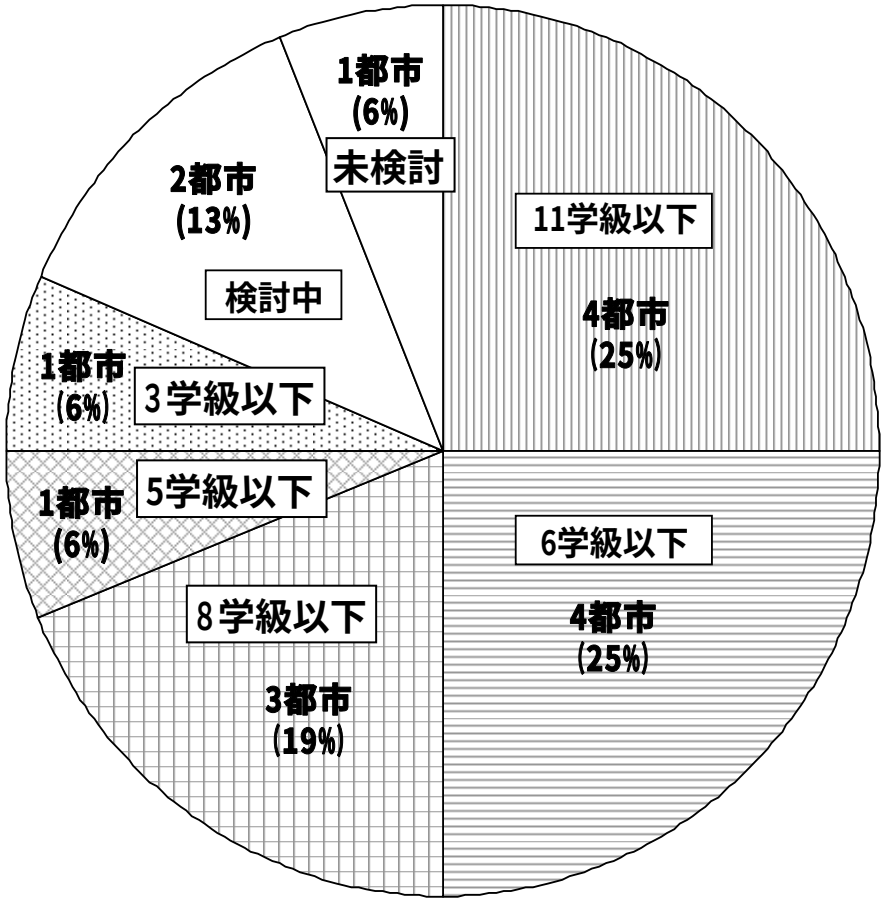

☆ 都心部と周辺部など地域性によって，市内で異なる規模の基準を設定している政令市はない。